



UAゼンセン 政策ニュース

# NEWS LETTER

No. 125  
2022. 9. 20

発行所 UAゼンセン 〒102-8273 東京都千代田区九段南4-8-16 発行人  
TEL 03-3288-3710 URL <https://www.uazensen.jp/> 西尾多聞

## 経済産業省が「責任あるサプライチェーン等における 人権尊重のためのガイドライン」を公表

～日本で事業活動を行うすべての企業に対し、人権尊重の取り組みを求める～

経済産業省は9月13日、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を公表した。

これは、国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取り組みを解説することにより、企業の理解と、取り組みを促進することを目的とし策定されたものである。本ガイドラインの策定に際し、UAゼンセンは、パブリックコメントへの意見提出を行っている。

本ガイドラインは、企業の規模、業種等にかかわらず日本で事業活動を行うすべての企業を対象としており、国内外における自社・グループ会社、サプライヤーなど直接の取引先ではない場合も含め、最大限、人権尊重に努めるべきとしている。また、尊重すべき人権の範囲については、ILOの中核的労働基準を含む国際的に認められた人権全般とされている。

本ガイドラインの策定により、今後、企業による人権デュー・ディリジェンス（※1）の更なる広がりが想定される。なお、UAゼンセンとしても、昨今の社会的な要請の高まりを受け、サプライチェーンにおける企業の人権尊重の推進に向けた対応方針の検討を進めているところである。

加盟組合においては、先に公表された日本繊維産業連盟のガイドライン（<https://www.jtf-net.com/news/200220831RRCguideline.htm>）に続き、ステークホルダーとして、労働組合、もしくは労働者代表の関与が随所に記載されている点に留意し、労働組合の参画による人権デュー・ディリジェンスの実施を企業に求めていくことが期待される。

（※1）自社企業や国内外のサプライチェーン等を通じて、人権に関わるリスクを特定し対処するプロセス。主に、①人権尊重方針の策定・宣言、経営システムへの組み込み、②サプライチェーンの把握と人権リスクの特定、③特定したリスクの防止・軽減に向けた行動、④効果の監視、⑤外部への報告・公表、⑥影響を受けた人の救済と救済のための制度、で構成される。

<資料>

- ・経済産業省「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」  
<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

(政策局 秋山)